



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第9号 令和元年5月17日発行

目次

## 【告示】

番号	表	題	担当課名
41		都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

## 【企業局告示】

番号	表	題	担当課名
1		利用料金の額を承認した件	

徳島県告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和元年五月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市撫養町林崎字南殿町一六番、一七番一及び一七番二の各一部並びに一八番及び一九番並びに一八番及び一九番の各地先市有地	鳴門市撫養町斎田字浜端北二二番地三	西山土地
小松島市神田瀬町字北大地一九番二、二一番一、二一番二及び二〇番二の一部	小松島市金磯町九番一〇号	ベイ・サイド有限会社
同 大林町字中津六五番一の一部	同 大林町字宮ノ本八五番地四	西内 琢己
名西郡石井町石井字城ノ内二一番一及び二一番一三	徳島市国府町南岩延七九三番地の一 セレーノ壱番館三〇一	阿部 雄也
同 字内谷三一番四	同 北田宮四丁目六番二〇 二〇七号 フォーレス三一	熊沢 浩平 熊沢 裕美
同 八七番一 字石井五八六番一及び五	同 雑賀町西開六七番地二〇	有限会社高橋不動産
同 高川原字高川原二二四〇番二及び二二八一番二	名西郡石井町高川原字高川原二二四一番地	中野 雄介
板野郡北島町北村字西久保二五番の一部及び二六番一	徳島市庄町一丁目二八番地一六	株式会社加藤不動産
同 江尻字妙蛇池五〇番、五二番及び五〇番地先町有地	板野郡藍住町奥野字東中須一〇九番地七	株式会社あい

徳島県企業局告示第一号

徳島県駐車場事業管理条例（昭和四十八年徳島県条例第五号）第五条第二項から第四項までの規定に基づき、利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第五項の規定により告示する。

令和元年五月十七日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

一 利用料金の額

区 分	単位	金額	利 用 料 金 の 額	
			上 限 額	
藍場町地下 駐車場	駐車一時間まで	一時間	二百円	八月十二日から同月十五日までの 日を除く日の午前七時から午後十 一時まで 千円
	駐車一時間を超える 時間	三十分	百五十円	
松茂駐車場	駐車一時間まで	一時間	無料	最初の二十四時間まで 五百円 以後の二十四時間までごと 五百 円
	駐車一時間を超える 時間	一時間	百円	

備考

- この表において、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。
- 利用時間に、この表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、同表に定める単位の利用時間として計算するものとする。
- 午後六時三十分から翌日の午前八時三十分までの間において、八時間以上藍場町地下駐車場に駐車した場合における当該時間内の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、六百円とする。
- 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者が乗車している自動車に駐車する場合は、藍場町地下駐車場の最初の二時間分の駐車料金（定期駐車券に係る料金を除く。）及び松茂駐車場の最初の二十四時間分の駐車料金を無料とする。

二 適用

令和元年七月一日から適用する。